

ベビーカーとチャイルドシートの貸し出しを開始します!!



昨年10月から、ベビーカーとチャイルドシートの無償提供のお願いをしていましたが、6月1日から、益城町地域ふれあい交流館内『つどいの広場とんとん』で、貸し出しを開始します。

これまで、無償でお譲りいただきました住民の皆さまには、厚くお礼申し上げます。貸し出しについては、つどいの広場とんとんで写真・取り扱いなど確認していただいたあと、申込用紙に記入していただき実際の引き渡しとなります。

なお、今後もご家庭に眠っていたり、使用していないベビーカー・チャイルドシート（現在も使用が可能なものに限る）がありましたら子ども課までお知らせください。

| 貸し出しが出来る方 | 貸し出し期間 |
|---|-------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 町内在住で、就学前までの子どもがいる方 ● 里帰り出産のため、益城町に帰省している方 | ● 申込日から1年以内 |

台数に限りがありますので、つどいの広場とんとんにお早めにお越しください（先着順）。

※貸し出しを行うベビーカー・チャイルドシートについては、全て住民の方から提供していただいたものになります。

※チャイルドシートの中には、使用時に必要な部品の購入が別途必要になる場合もありますので、ご注意ください。



問い合わせ先 役場子ども課子育て支援係 ☎ 286-3111 内線 262
つどいの広場とんとん ☎ 289-1631

かしこい消費者

こんな場合は、
こうすれば?

契約で困ったら

■消費生活センターとはどんなところ？

契約をめぐる消費者トラブルが急増・多様化しています。消費者と事業者の情報力や交渉力に格差があることから自治体では消費生活センターや消費生活相談窓口を設置しています。消費生活相談員が実情に即し、解決を図るのにふさわしい手続きや情報を消費者に提供し、苦情処理のための助言やあつせん、適切な機関の紹介などを行います。

■センターへの相談はどのようなもの？

当事者の電話や、消費生活センターに向いての相談が一般的です。高齢者や判断力の不十分な人など一人では相談が難しい場合、ヘルパーなど見守りをする人からの相談も受けます。相談方法もファックスやメールによる受信、夜間や週末相談を受け付けるところもあります。

■相談時のポイント

相談する場合は、あらかじめ被害時の状況を整理して伝えられるように準備しておきます。

◎相談するときのメモ(例)

・契約したのはいつですか？
年月日:

・どんな商品を契約しましたか？
商品名: (メーカー名)

・いくらでしたか？
金額: 円

・どこから買いましたか？ 担当者名？
会社名:
連絡先:
担当者名:

・どのようなきっかけで契約しましたか？
例:「業者が家に訪問して」「会場に誘われた」

・販売業者はどのように説明しましたか？
例:「贈物が出る」

受け取った書類等も保存しておきましょう!

(国民生活センター発行
「くらしの豆知識」より)

広告など契約するきっかけとなった資料、約款、説明書や契約書など関連書類を集めます。最近ではインターネット関連の相談も増加していることから、ネット上の画面や規約もパソコン内に保存し、プリントアウトして保管します。

■クーリング・オフ過信は禁物!

訪問販売、電話勧誘販売などで、クーリング・オフができることが知られてきました。しかし、自らお店に行つて商品を買ったり、業者に依頼した契約には適用されませんので、契約は慎重に行いましょう。